

## 広島県告示第千百五十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾生口港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和三年三月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和二年十一月十六日

生口港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 地方港湾生口港放置等禁止区域

#### 1 赤崎地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点一四までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市因島洲江町の国土地理院四等三角点「洲江」（北緯三四度一七分〇五秒七三三三、東経一三三度〇八分三六秒一八八六、標高三・三九メートル

基点一 基準点から一七度一六分二秒の方向一六七・四五メートルの点

基点二 基点一から一度二七分三七秒の方向九・三八メートルの点

基点三 基点二から三四八度三七分四八秒の方向五・二三メートルの点

基点四 基点三から九六度二六分二四秒の方向八六・七三メートルの点

基点五 基点四から一四七度〇五分五九秒の方向一四・八一メートルの点

基点六 基点五から一六八度〇八分一三秒の方向一五五・二三メートルの点

基点七 基点六から二一九度二九分三四秒の方向五七・九八メートルの点

基点八 基点七から一五度四三分三六秒の方向七・五六メートルの点

基点九 基点八から三五八度一九分三九秒の方向六・〇六メートルの点

基点一〇 基点九から三三九度二九分三三秒の方向七・三一メートルの点

基点一一 基点一〇から三一四度三三分四〇秒の方向七・九四メートルの点

基点一二 基点一一から二九二度三五分二八秒の方向一一・六四メートルの点

基点一三 基点一二から二四八度五八分二七秒の方向三四・〇五メートルの点

基点一四 基点一三から三三七度三九分五一秒の方向三・〇三メートルの点

### 2 洲江港地区（その一）

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市因島洲江町の国土地理院四等三角点「洲江」（北緯三四度一七分〇

五秒七三三三、東経一三三度〇八分三六秒一八八六、標高三・三九メートル

- 基点一 基準点から四二度〇二分一四秒の方向七四・二八メートルの点  
基点二 基点一から五五度一九分四二秒の方向三六六・〇〇メートルの点  
基点三 基点二から八度四一分二九秒の方向四一九・九八メートルの点  
基点四 基点三から三四九度五一分〇四秒の方向二〇〇・〇〇メートルの点

### 3 洲江港地区(その二・その三)

#### (一) 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

#### (二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

- 基準点 尾道市因島洲江町の国土地理院四等三角点「洲江」(北緯三四度一七分〇五秒七三三三、東経一三三度〇八分三六秒一八八六、標高三・三九メートル)  
基点一 基準点から二六七度五八分〇八秒の方向一六七・五九メートルの点  
基点二 基点一から九四度二分二〇秒の方向四・三〇メートルの点  
基点三 基点二から一六二度四三分二〇秒の方向三三・三四メートルの点  
基点四 基点三から一四六度四四分二五秒の方向一八・〇五メートルの点  
基点五 基点四から二三八度一五分五五秒の方向二七五・二九メートルの点  
基点六 基点五から三二一度二分二五秒の方向二〇・〇〇メートルの点

### 4 原地区

#### (一) 区域の範囲

基点一から基点八までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

#### (二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

- 基準点 尾道市因島洲江町の国土地理院四等三角点「洲江」(北緯三四度一七分〇五秒七三三三、東経一三三度〇八分三六秒一八八六、標高三・三九メートル)  
基点一 基準点から二四三度一七分〇一秒の方向一〇一六・七五メートルの点  
基点二 基点一から九〇度〇二分四一秒の方向一〇〇・〇〇メートルの点  
基点三 基点二から一八五度三七分二〇秒の方向一五〇・〇〇メートルの点  
基点四 基点三から二六六度四九分〇九の方向一五〇・〇〇メートルの点  
基点五 基点四から三四五度三七分〇一秒の方向二〇〇・〇〇メートルの点  
基点六 基点五から七二度三五分二秒の方向七六・一二メートルの点  
基点七 基点六から三二九度五七分二七秒の方向一九・四九メートルの点  
基点八 基点七から五三度三六分三六秒の方向五・五九メートルの点

### 5 土居浜地区

#### (一) 区域の範囲

基点一から基点二までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

#### (二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

- 基準点 尾道市瀬戸町御寺の国土地理院四等三角点「大松峠」(北緯三四度一七分〇九秒四五一一七、東経一三三度〇六分五二秒六六五一、標高一七九・一四メートル)

基点一 基準点から一二〇度五九分一〇秒の方向一四五四・二五メートルの点

基点二 基点一から九一度五八分一〇秒の方向二六・四五メートルの点

二 地方港湾生口港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物